

市民意見募集に係る「市民意見の概要及び意見に対する考え方」

| No | 該当箇所 | 意見の内容（原案ベース） | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方 |
|----|------|--|----------|---|
| 1 | P27 | <p>「6. 特定個人情報の保管・消去」②保管期間 [定められていない] →<選択肢> 6) 5年又は7) 6年以上10年未満</p> <p>理由 1. 「福岡市の「賦課の遡及、徴収権」及び被保険者の還付請求権」消滅時効は国民健康保険法第110条の規定により2年」としても、福岡市らの事務ミス等では消滅時効を援用するのは不適 2. レセプト情報は被保険者のみが請求するものではなく、相続人らからの請求もありうる。他市や他府県では5年を念頭としていると聞く。相続人らから公開を求められた場合、福岡市のみ2年とすることは市民らに不利益を与える。保管開始時点を明らかにする必要も感じる。（5年としても）</p> | その他 | <p>いただいたご意見を今後の参考とさせていただき、引き続き保管期間について検討してまいります。</p> |
| 2 | P35 | <p>1 「4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託」 [] 委託しない→ [レ] 委託しない 2 …滞納整理システムにおける措置> 滞納あるのは被保険者の周辺に変化があり、生命、財産に重大な危機に至る可能性がある。過去に被保険者に応諾なくSNSで催促した可能性があり、滞納整理を委託したと考える。クラウド環境への移行により、市業務では被保険者へ市職員が直接対応できる余地ができるはず。例えば介護関連部署等と共同して、被保険者の所に訪問し、必要な支援するなど市民本意の体制が望まれる。</p> <p>理由 滞納整理委託を厳に禁ずる理由 1. 被保険者のサポートは福岡市全体の使命、関係セクションも多数。市民は160万人、職員は1.8万人、職員1人当たり100人をサポートは全然可能。 （世帯数にすればもっとspan of control狭い） 2. 委託する限り、必ず情報は流出する。委託先の実力や遂行能力を見ぬける職員、執行情況を整理できる市職員は一人もいない。流出した際に市民の損失は膨大 3. 委託先の選定困難さ有 LINEも流出させている。</p> | その他 | <p>滞納整理業務につきましては、今後とも、納付相談者の事情に応じてきめ細やかな対応を行うとともに、引き続き個人情報の適切な取扱いを行ってまいります。</p> |